

医療機関等に委託して行う妊産婦健康診査及び乳児健康診査実施要領

(令和5年4月1日改正後全文)

1 健康診査の実施方法

(1) 関係機関との連携

市町村長は、本事業の円滑な実施を図るため、関係医療機関及び関係助産所の協力を得るよう配慮すること。

(2) 健康診査を受診しようとするときは、委託医療機関及び委託助産所に受診票を提出して受けるものとする。

(3) 妊婦精密健康診査及び乳児精密健康診査を受診しようとするときは、受診票のほか、医療保険証等を委託医療機関に提出して精密健康診査を受けるものとする。

2 受診票の交付手続

(1) 市町村長は、妊産婦健康診査及び乳児健康診査（以下「委託健康診査」という。）を実施するため、本人又は保護者に対して、妊婦一般健康診査受診票、超音波検査受診票、妊婦精密健康診査受診票、産婦健康診査受診票、乳児一般健康診査受診票及び、乳児精密健康診査受診票（以下「受診票」という。）を交付する。

① 妊婦一般健康診査

市町村長は、妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付する際等に妊婦に対して本事業の趣旨、内容、利用の方法等を十分に説明し、妊婦一般健康診査受診票及び超音波検査受診票を交付する。

② 産婦健康診査

市町村長は、妊娠届又は出生届を受理した際等に妊婦又は産婦に対して本事業の趣旨、内容、利用の方法等を十分に説明し、産婦健康診査受診票を交付する。

③ 乳児一般健康診査

市町村長は、出生届を受理した際等に、本事業の趣旨、内容、利用の方法等を十分に説明し、乳児一般健康診査受診票を交付する。

④ 妊婦精密健康診査及び乳児精密健康診査

ア 一般健康診査（本制度によらない健康診査を含む。）の結果、精密健康診査を要すると認められた者については、本事業の内容を説明し、精密健康診査の受診申出書を作成させ市町村長に申し出るよう指導すること。

イ 市町村長は、受診申出書を受け取ったときは、内容を審査し、精密健康診査受診票を申出者に交付すること。

(2) 市町村長は、受診票の交付状況を明らかにしておくため、受診票交付台帳を備え付け、交付の都度記載し、整理すること。

3 委託健康診査の内容等

(1) 妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査は、原則として妊娠中に14回受診するよう指導するものとし、標準的な受診時期と健康診査ごとの内容は別表のとおりとする。

なお、助産所においても、「第2回（妊娠12週前後）」、第3回（妊娠16週前後）及び第4回（妊娠20週前後）、第6回（妊娠26週前後）から第10回（妊娠34週前後）まで、並びに第12回（妊娠37週前後）から第14回（39週前後）までの11回については、実施できるものとする。

また、このほかに妊娠週数の確認及び胎児の発育状態等の確認のため、14回の健康診査のうち、全ての妊婦を対象として、6回の超音波検査を行うものであること。

なお、第1回（妊娠8週前後）、第4回（妊娠第20週前後）、第5回（妊娠24週前後）、第8回（妊娠30週前後）及び第11回（妊娠36週前後）においても超音波検査を行うことが望ましいものである。

この検査内容は妊婦一般健康診査において一般的に必要と考えられているものについて示したものであるため、既の実施済の検査については省略し、又は必要に応じてその他の検査を行っても差し支えないこと。

(2) 産婦健康診査

産婦健康診査は、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間及び産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、健康診査を受診するよう指導するものとし、その内容は次のとおりとする。

- ① 問診
- ② 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- ③ 体重・血圧測定
- ④ 尿検査（蛋白・糖）
- ⑤ 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと

この検査については、必要に応じてその他の検査を行っても差し支えないこと。

また、検査の結果要支援・治療となった場合、検査実施医療機関又は助産所は、産婦の同意を得た上で、速やかに市町村に電話連絡するとともに、産婦健康診査結果市町村連絡票を提出すること。

(3) 妊婦精密健康診査

一般健康診査の結果、妊娠中毒症等妊娠又は出産に直接支障を及ぼす疾病の疑いがある妊婦に対し、その必要に応じて行う(1)の検査以外の検査とし、おおむね次の検査が考えられるものである。

- ① 心電図検査
- ② 肝機能検査（GPT検査、GOT検査）
- ③ 腎機能検査
- ④ 糖負荷試験
- ⑤ 血液理化学検査（貧血）
- ⑥ 血球計算
- ⑦ 尿化学検査
- ⑧ 眼底検査

(4) 乳児一般健康診査

乳児一般健康診査は、身体の異常の発見（股関節脱臼、心臓の異常等）、悪性腫瘍の発見、離乳指導、生活指導及び予防接種の指導に適した生後3～6か月、心身の異常の発見（行動発達、精神発達の異常等）、離乳指導、育児・生活指導等に適した9～11か月に受診するよう指導するものとし、その内容は次のとおりとする。

なお、健康診査に際して行われる指導においては、家族の育児面での情緒を養い、児童に対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うものとする。

- ① 問診及び診察
- ② 尿化学検査
- ③ 血液検査

この検査については、医師の判断により省略し、又は必要に応じてその他の検査を行っても

差し支えないこと。

(5) 乳児精密健康診査

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いのある乳児に対し、その必要に応じて行う(4)以外の検査とし、おおむね次の検査が考えられる。

- ① 心臓及び循環器の検査
- ② 腹部及びヘルニアの検査
- ③ 皮膚の検査
- ④ 眼ならびに耳、鼻及び咽頭の検査
- ⑤ 四肢及び脊柱
- ⑥ 呼吸器の検査
- ⑦ 代謝異常の検査

4 母子健康手帳の活用

健康診査の受診に際しては、受診票とともに母子健康手帳を医療機関又は助産所に提出させることとし、担当医師は、母子健康手帳の記載事項を参考にして健康診査を実施すること。

5 事後指導

健康診査の結果、事後指導を要する者に対しては、市町村は、当該医療機関又は助産所と連絡を密にし、次の事項に配慮して円滑に行うこと。

- (1) 健康診査の結果、保健指導を要する者については、事後の保健指導が十分に行われるよう配慮するとともに、必要に応じ訪問指導を行うこと。
- (2) 健康診査の結果、医療を要する者については、各種医療保険、生活保護法による医療扶助等の活用により医療が円滑に行われるよう指導するとともに、妊娠中毒症、身体障害等については、妊娠中毒症等療養援護、育成医療の給付、療育の給付等の医療の給付が適用される場合には、手続き等を指導すること。

6 その他

妊婦一般健康診査、産婦健康診査及び乳児一般健康診査について、医療機関が請求することができる費用の額、本事業に関する委託単価及び受診票等の様式については、別に定める。

附 則 この要領は、平成9年6月18日から施行する。

附 則 この要領は、平成19年10月1日から施行する。

なお、市町村は、改正前の妊婦一般健康診査受診票を平成20年3月31日まで交付できることとし、当該受診票を提示して受診した健康診査については、改正前の取り扱いとする。

附 則 この要領は、平成20年12月1日から施行する。

なお、市町村が交付した改正前の妊婦一般健康診査受診票の取扱いについては、各市町村の定めるところによる。

附 則 この要領は、平成21年2月9日から施行し、同月1日から適用する。

なお、市町村が交付した改正前の妊婦一般健康診査受診票の取扱いについては、各市町村の定めるところによる。

- 附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
なお、市町村が交付した改正前の妊婦一般健康診査受診票の取扱いについては、各市町村の定めるところによる。
- 附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
なお、市町村が交付した改正前の妊婦一般健康診査受診票の取扱いについては、各市町村の定めるところによる。
- 附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
なお、市町村が交付した改正前の妊婦一般健康診査受診票の取扱いについては、各市町村の定めるところによる。
- 附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
なお、市町村が交付した改正前の妊婦一般健康診査受診票の取扱いについては、各市町村の定めるところによる。
- 附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。